

万国海法会ダブリン・シンポジウム報告

ダブリン・シンポジウムの概要

藤田友敬

二〇一三年九月二九日〜一〇月一日、アイルランド共和国ダブリン市シェルボーン・ホテルにおいて、アイルランド海法会・万国海法会共催による国際シンポジウムが開催された。このシンポジウムはアイルランド海法会の設立五〇周年記念をも兼ねたものである。四年に一度の国際大会とその間に行われる国際コロキアムという通常のスケジュールからはずれたシンポジウムであったが、参加者は二〇〇名を超える盛大なものとなった。⁽¹⁾

九月二九日にはオープニング・レセプションが催され、Suart Hetherington 万国海法会会長、Helen Noble アイランド海法会会長、Brian McGovern アイランド高裁判事による歓迎のスピーチが行われた。

第一日目(九月三〇日)午前には、Leo Varadkar 運輸・観光・スポーツ大臣による開会の辞に続いて、「オフショ

アおよび石油産業における責任と規制の必要性 (Liability and Need for Regulation in the Offshore/Oil Sector)」と題するセッションが行われた。これはさらに、「原油流出事故——EUの観点 (Oil Spillage - The EU Perspective)」/「オフショア開発に起因する責任の規制の必要性 (The Need for Regulation of the Liabilities Caused by Off-Shore Exploration)」の二つのパネルに分かれ報告が行われた (後藤論文・本号八五頁以下参照)。

同日午後には、「旅客に対する責任 (Passenger Liability)」と題するセッションが行われた。これは、ちょうど「近時の事件からみたクルーズ・フェリー産業の課題 (Issues for the Cruise & Ferry Industries in the Light of Recent Events)」/「旅客船：権利と責任 (Passenger Vessels - Rights & Liabilities)」に分かれ報告が行われた (笹岡論文・本号九二頁以下参照)。

第一日目の夜には、会場近くの The Mansion House においてライナー・パーティーが催された。

第二日田(二〇月一日)には、四つのパネルが設けられた。第一パネルは、「国際倒産：国際倒産を扱う既存の法制の難点 (Cross Border Insolvencies - Difficulties with Existing Legal Framework for Dealing with Cross Border Insolvencies)」である。このテーマは、二〇一六年のニューヨーク国際会議でも取り上げられる予定であるが、現段階では、Christopher Davis 氏 (アメリカ海法会) による国際作業部会の質問状の回答の紹介と今後の検討の方向性の説明の他、Olaf Hartenstein 氏 (ドイツ海法会) による啓発的な講演がなされたことである。

第二パネルは、「責任制限：CMI注釈及び将来の作業のための論点リスト (Limitation of Liability - CMI Commentary and List of Issues for Consideration of Future Work)」と題するものである。ギリシア国際大会(二〇〇八年)で採択された海法法における責任制限に関するガイドラインの注釈について、責任制限に関する作業部会のレポートであった Helen Noble 氏 (アイルランド海法会) が説明し、さらに将来に向けた課題についての紹介がなされ

た。とりわけ重要な課題は、責任制限手続と倒産、とりわけ国際倒産の関係である。この問題については、Martin Davies 氏 (アメリカ海法会) から、詳細な分析が行われた。責任制限と倒産の問題については、今後国際小委員会による検討が続けられる可能性がある。

第三パネルは、「海法法条約の履行：履行についての国内的難問の検討 (Implementation of Maritime Conventions - A Review of Existing National Difficulties of Implementation)」である。国際作業部会委員長である Louis Mbanefo 氏 (ナイジェリア海法会) によりCMIによる質問状に関する紹介がなされ、作業部会レポートの Deucalion Radiadis 氏 (ギリシア海法会) により未発効条約についての状況分析が行われた。

最後に第四パネルとして、「海上保険：強制保険及びその他の近時の問題 (Marine Insurance - Mandatory Insurance and Other Current Problems)」と題するセッションが行われた。海上保険国際作業部会の委員長 Dieter Schwampe 氏 (ドイツ海法会) から、質問状の紹介と、国際作業部会の今後の作業、ガイドラインの扱うべき領域についての検討状況の説明がなされた (久保論文・本号一〇二頁以下参照) のに続いて、Rhidian Thomas 氏から「海上保険に関するイギリスの法改革委員会」と題する報告が行われ、イギリスにおける海上保険法改正の動向が紹介された。

なおシンポジウムでは、北京国際大会(二〇二二年)で試みられた、裁判官のためのセッションが行われたほか、恒例の若手法律家のためのセッションも行われた (増田論文・本号一〇九頁参照)。またシンポジウムそれ自体ではないが、同じ会場で、二〇二二年度万国海法会総会が開催された (本号二二五頁以下参照)。またシンポジウムに先立って、船舶競売国際小委員会、共同海損国際小委員会が開催された。前者は北京大会で採択できなかった船舶競売に関する条約草案についてのさらなる検討を行い、後者はニューヨーク大会に向け、ヨーク・アントワープ規則の改定作

業について議論した(久保論文・本号一三七頁参照)。

一〇月一日夜、ダブリン市郊外の Guinness Storehouse において盛大な送別パーティが開催されシンポジウムは閉幕した。

(1) 日本からは、中村哲朗、久保治郎、増田史子、後藤元、笹岡愛美各氏と筆者が参加した。

オフショアおよび石油産業における責任と規制の必要性

後藤 元

一 はじめに

万国海法会(CMI)ダブリン・シンポジウムの初日(二〇一三年九月三〇日)の午前中、「オフショアおよび石油産業における責任と規制の必要性」とのタイトルの下に、二つのパネルが開催された。⁽¹⁾⁽²⁾ 第一パネル「原油流出事故―EUの観点」は、主に近年の船舶による原油流出事例とそれに関する問題を検討するもの、第二パネル「オフショア開発に起因する責任の規制の必要性」は、オフショア海底油田からの原油流出による汚染損害について国際条約等の対応が必要であるか否かを検討するものである。⁽³⁾

本稿では、紙幅の都合上、CMIの今後の活動という観点から重要な第二パネルに絞って紹介することとする。⁽⁴⁾